

新	旧
<u>(令和4年12月27日改正)</u>	<u>(令和3年5月14日改正)</u>

2. 従業員の感染症予防

- 従業員にマスク着用を徹底させている

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

◆換気の徹底

- 建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で維持管理権原者の場合
法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている
 - 上記以外の場合、以下のいずれか
 - 換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保
 - 30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）などして十分な換気を行っている
- (参考) 二酸化炭素濃度測定器（1,000ppm 以下目安）を設置している

4. 安心宣言に関するこ

- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示している
- 埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの QR コードを店頭に掲示している
- 上記以外の業種別ガイドラインの各項目を遵守している

2. 従業員の感染症予防

- 従業員にマスク着用を徹底させている

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

◆換気の徹底

- 建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で維持管理権原者の場合
法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている
 - 上記以外の場合、以下のいずれか
 - 換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保
 - 30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）などして十分な換気を行っている
- (参考) 二酸化炭素濃度測定器（1,000ppm 以下目安）を設置している

4. 安心宣言に関するこ

- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示している
- 埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの QR コードを店頭に掲示している
- 上記以外の業種別ガイドラインの各項目を遵守している